

障がい学生支援ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、神戸学院大学憲章の本旨を踏まえ、また「障がいのある学生の支援に関する基本方針」に基づき、本学の教職員が、障がいのある学生に対して、適切な修学支援を行うために必要な事項を定めるものとする。なお、本ガイドラインに定める内容は、「障害者の権利に関する条約」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を参照している。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 障がいのある学生

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に修学又は大学生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(2) 社会的障壁

障がいのある学生にとって、修学又は学生生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮

障がいのある者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

3. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、教育及び研究その他本学が行う活動全般において、機会提供を拒否する、提供に当たって場所や時間帯等を制限する、障がいのない学生に対しては付さない条件を付ける等により、権利利益を侵害することを禁止する。

4. 合理的配慮の提供

障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、大学及び学生との建設的対話による相互理解を図り、支援内容を検討する。支援内容の実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することがないように、当該学生のニーズに応じて、合理的配慮の提供を行わなければならない。

なお、過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い、判断する。また、過重な負担に当たると判断された場合には、学生にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 事務・事業(教育及び研究)の規模
- (5) 財政・財務状況

5. 支援の対象者

障がいのある学生及び入学志願者のうち、障害者手帳、診断書、心理検査所見、その他専門家の意見書、高等学校等の支援状況に関する資料等があり、合理的配慮の提供を希望する者。

なお、支援の根拠が確認できない場合であっても、当該学生の所属学部・研究科及び障がい学生支援室との合意により、支援が必要であると認められる場合は支援の対象とする。

その他、本人からの申し出がない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮の提供を提案するため、教職員から当該学生に対して建設的対話を働きかける等、意思表示の支援を行うよう努める。

6. 支援の範囲

支援の範囲は、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とする。

- (1) 入学試験に関する配慮
- (2) 授業及び定期試験に関する配慮
- (3) 学生生活に関する配慮
- (4) キャリア及び進路に関する支援

7. 相談窓口

障がいのある学生及び家族、その他の関係者からの相談窓口は、学生支援センターに設置する障がい学生支援室とする。

8. 支援の実施

支援を希望する者は、要望書及び根拠資料を障がい学生支援室へ提出するものとする。また、障がい学生支援室は、学生からの申請内容に基づき、所属学部・研究科、関係部署等の教職員と連携し、支援内容についての検討及び学生との合意形成を図った上で、支援内容を決定する。

支援の提供にあたって、当該学生の所属学部・研究科と障がい学生支援室は、履修科目の担当教員、その他関係部局の教職員と連携し、総合的に支援を行う。

9. 改廃

本ガイドラインの改廃は、学生委員会の審議を経て、評議会で決定する。

2022年12月15日 評議会承認